

平成 26 年 3 月 吉日

お客様へ

株式会社エスラインギフ  
エスライングループ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、誠に有り難うございます。

さて、既報の通り、消費税法改正により平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5%から 8%に変更になることに伴い、弊社及びエスライングループ各社における消費税等の取り扱いを下記の通りとさせていただきますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 消費税率の適用について

平成 26 年 3 月 31 日以前に集荷したお荷物の運送料金	消費税率 5%
平成 26 年 3 月 31 日以前の商品の保管料金	
平成 26 年 3 月 31 日以前に完成した商品の加工料金	

平成 26 年 4 月 1 日以降に集荷したお荷物の運送料金	消費税率 8%
平成 26 年 4 月 1 日以降の商品の保管料金	
平成 26 年 4 月 1 日以降に完成した商品の加工料金	

2. 請求書の取り扱いについて

お客様の締切日の関係で、旧税率 5%と新税率 8%の適用が混在する請求となる場合がございます。この場合におきましては、3 月 31 日以前の旧税率 5%の請求書と 4 月 1 日以降の新税率 8%の請求書に分けて発行させていただきますのでご了承下さい。

お客様にご迷惑をおかけすることのないよう、万全の注意を払う所存でございます。何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上